

「MISSION」創刊によせて

学校法人明星学苑 副理事長
明星大学教育学部 教授 小川 哲 生

明星大学発達支援研究センターが設立されてから1年度の本年に、同センターにおける発達障害者の支援に関する研究成果を公表するため、「MISSION」を発行することに心よりお慶び申し上げます。

筆者が教育学の教員となって数年後の1980年代の初めの頃、知的障害を伴わない自閉症児について各種の仮説が頻繁に出るようになりました。それ以来、専門外のことはありませんでしたが、発達障害について大きな関心を抱くようになりました。専門家による長期に亘る議論を経て、平成16年に「発達障害者支援法」がようやく制定され、発達障害の定義、発達障害者への国を頂点とする支援体制の構築、発達障害児の早期発見と支援等の施策について法制化されました。これにより、発達障害者への支援等が組織的に行われるようになりました。大学の課す役割についても同法第8条（教育）第2項により、「発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と義務化されました。

ところが、法施行以来10年以上経ちましたが、実際のところ、どの大学でもその支援方法については手探り状態であり、全学生の内「特別な配慮が必要」と考えられる6%前後の発達障害者に対する全学的組織的対応は十分であるとはとても言えないのが現状であると思います。

明星大学は、意図的に数多く募集した訳ではありませんが、「結果的に」10名を超える発達障害に係わる研究者を人文学部心理学科と教育学部教育学科を中心に擁するようになりました。大学は、これらの研究者集団の活躍の場を提供すると共に、「適切な教育上の配慮」に関する研究を促す為の組織として、「明星大学発達支援研究センター」を昨年設けることにしました。設立以来、各種のシンポジウムの開催等積極的に活動を行ってまいりましたが、これらの活動を含めた研究紀要を発刊できることに、明星大学の一員として密かに誇りを持っています。

センターの益々の活躍を祈念しております。